

An aerial photograph showing a wide river flowing through a densely populated town. A dam is visible in the middle of the river, with a bridge crossing it. The surrounding area includes residential buildings, industrial structures, and agricultural fields. The text is overlaid on the left side of the image.

第7回

勢田川等水面利用対策協議会

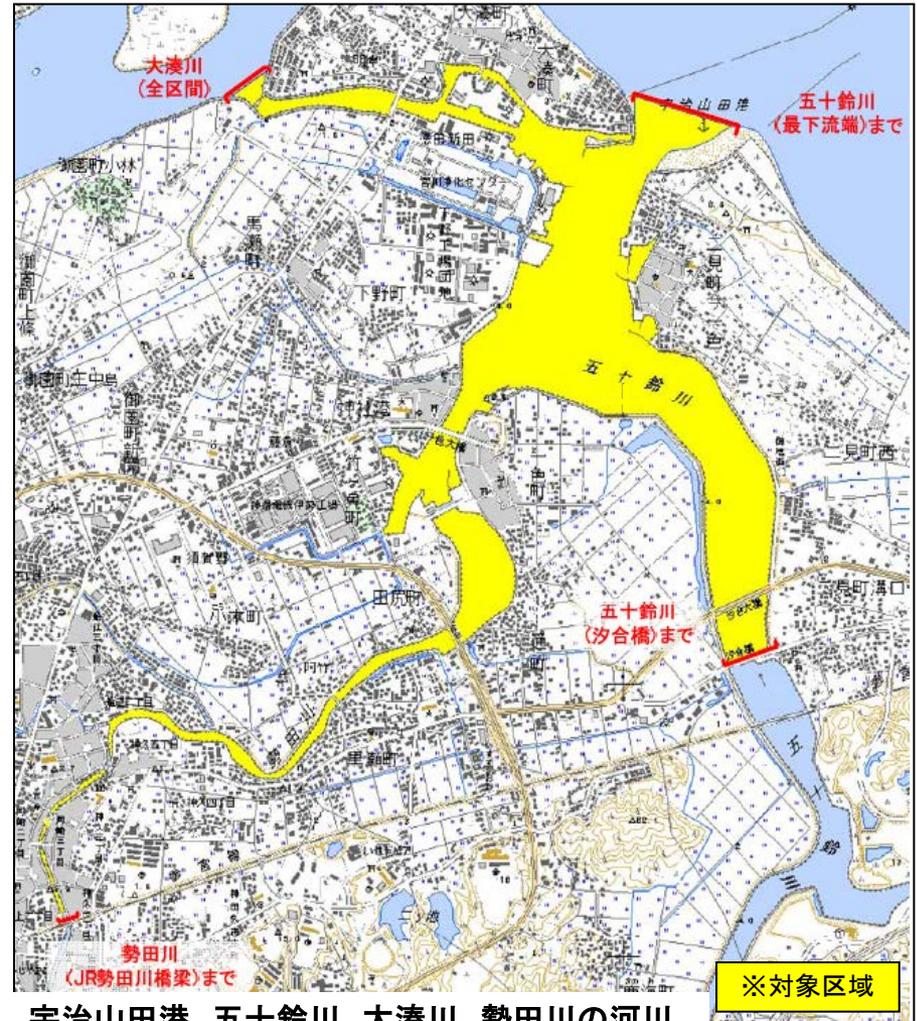
平成25年10月17日

# (1) 前回までの協議事項

## ▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ①対象区域
- ②広報関係
- ③係留船舶実態調査
- ④強制的な撤去措置
- ⑤民間マリーナ調査
- ⑥暫定係留施設
- ⑦恒久的係留保管施設
- ⑧重点的撤去区域の設定(河川)
- ⑨放置等禁止区域の指定(港湾)
- ⑩条例制定の要否・可否について

## ▼協議会対象区域



宇治山田港、五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設

# (1) 前回までの協議事項

## ▼ 課題の整理

係留場所の確保増

### 占用許可に向けた取り組み

占用主体・管理主体の決定

地域主導による各係留施設ごとのルール作り

- ・ 個々の意識向上により秩序の維持を図る。
- ・ 地域の実情にあった実効的なルール

係留対象船舶の減

### 警告書による撤去指導

- ・ 周知のための看板設置
- ・ 不法係留船に対して個別の警告書を貼付し、撤去指導を行う。

### 再係留防止対策

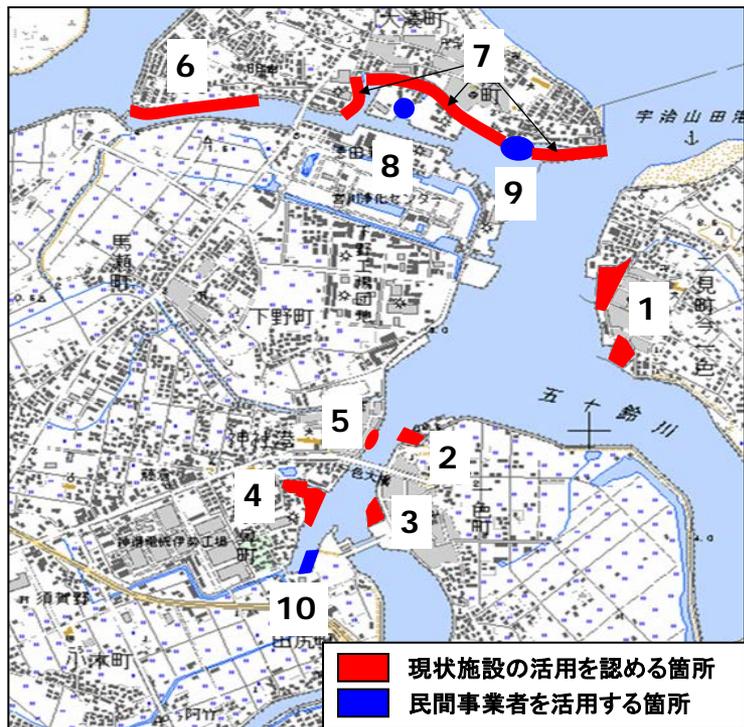
- ・ パトロールの強化等(ソフト的な対策)
- ・ 着岸が出来ない構造とする対策(構造的な対策)

### 受け皿施設への対象船舶とする4条件

- ① 漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ② 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。(船舶への登録番号の表示など)
- ③ 所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ④ 上記に該当しても、平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

# (1) 前回までの協議事項

## ▼ 民間マリーナと現状施設の活用



今一色漁港区



一色町物揚場施設



一色町地先船溜まり



防潮水門下流左岸



5 占用手続き済み  
神社「海の駅」



6 大湊川(宮川合流点側)



7 大湊川(五十鈴川合流点側)

現状施設

民間  
施設

8 占用手続き済み



ゴーリキマリンヴィレッジ

9 占用手続き済み



マリーナ伊勢

10 占用手続き済み

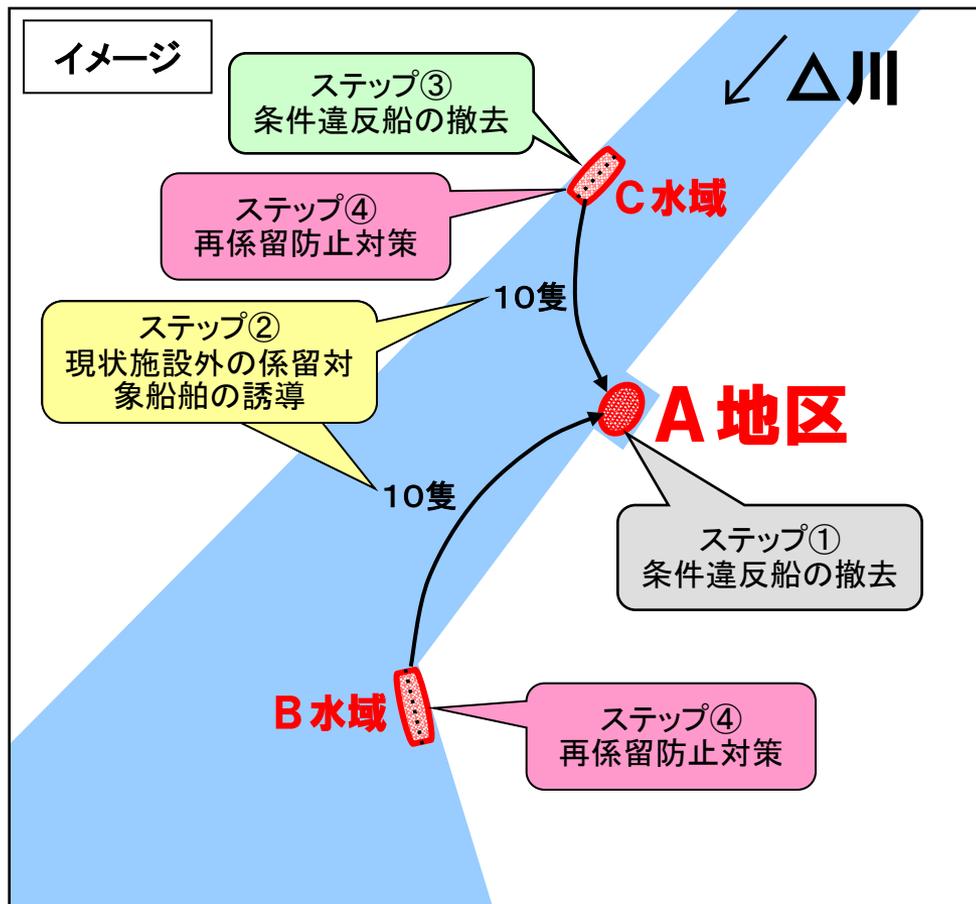
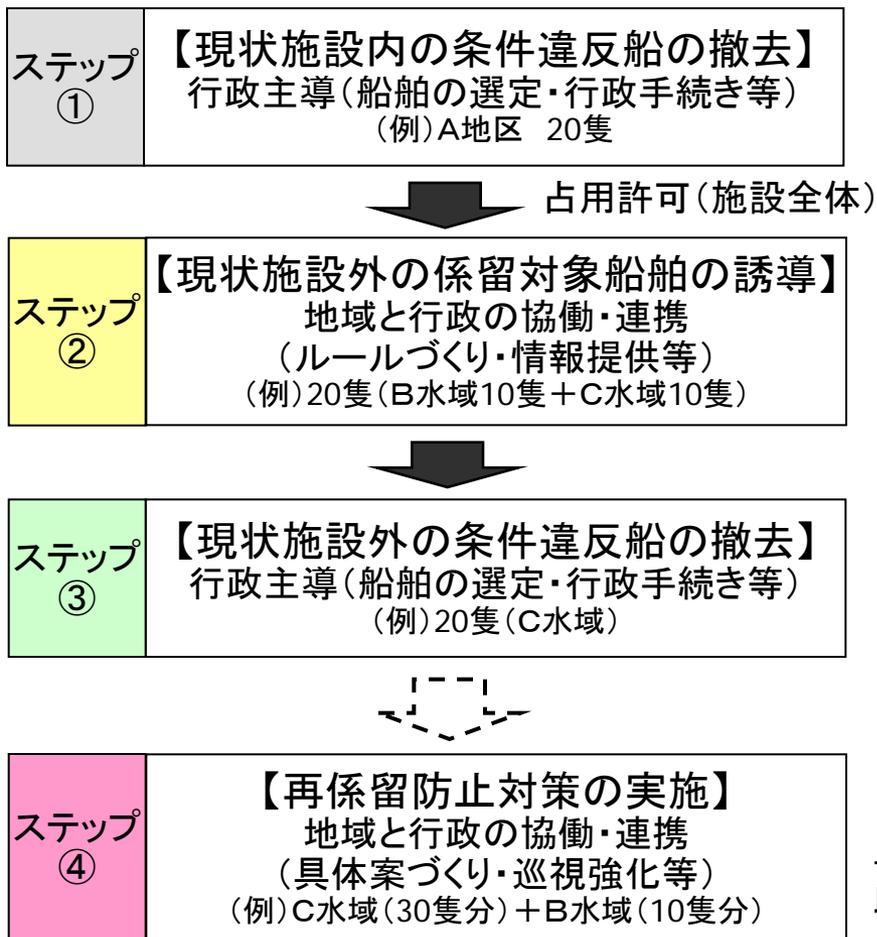


秀英工業

# (1) 前回までの協議事項

## ▼行政と地域の連携による作業イメージ(占用施設単位)

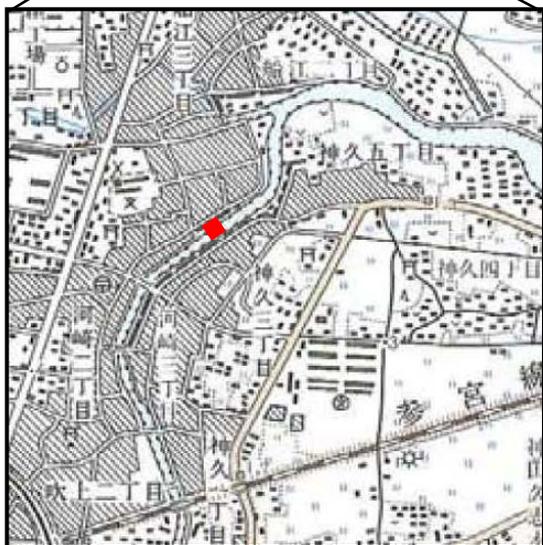
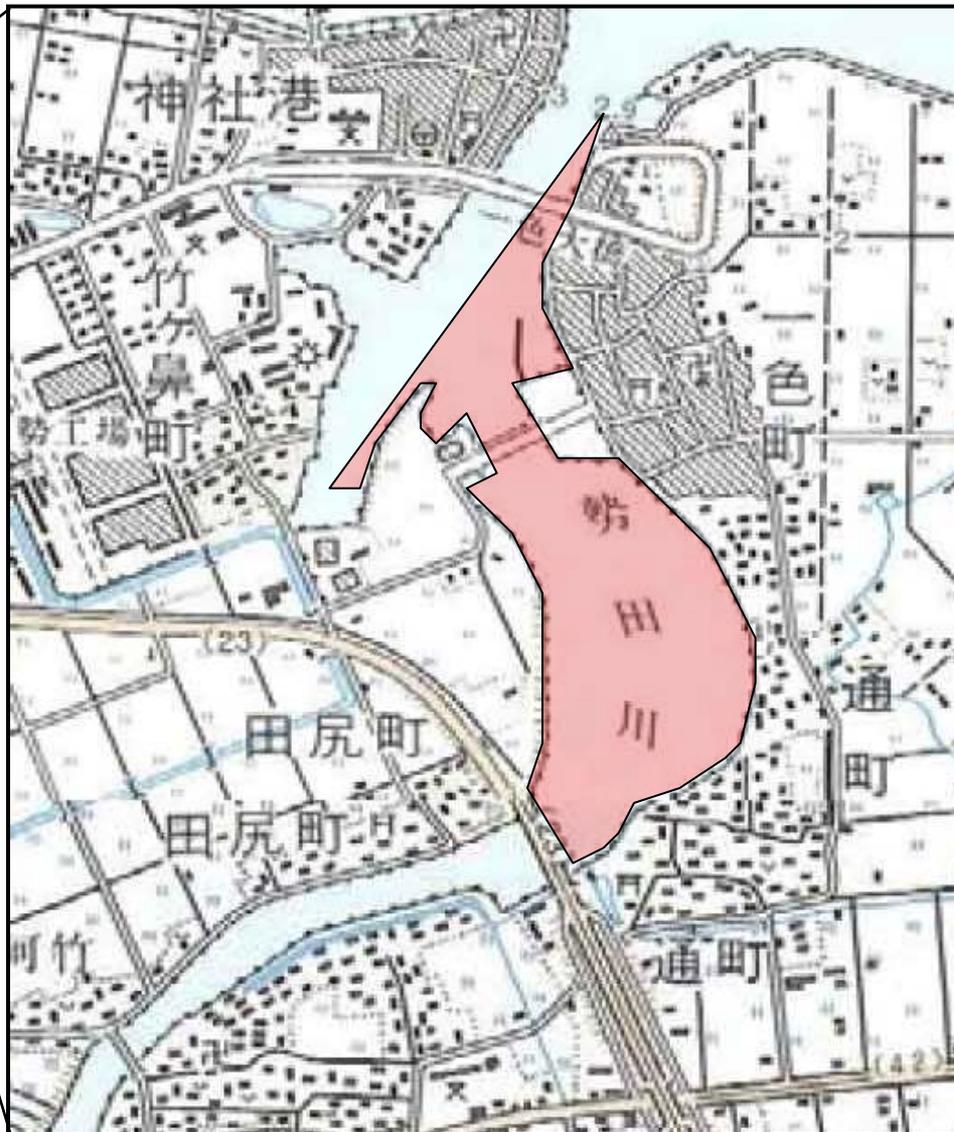
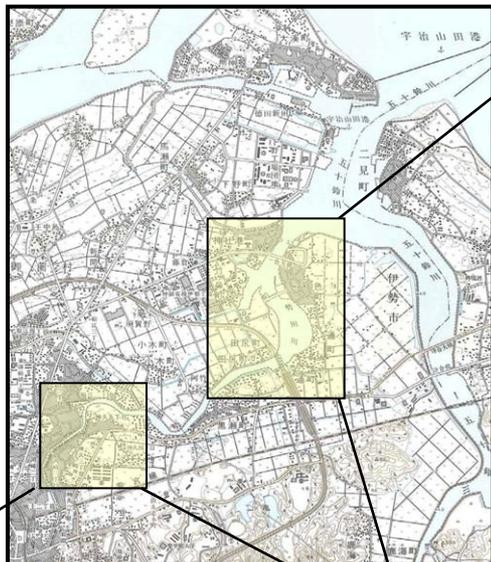
(例)△川のA地区において放置等禁止区域が指定され、撤去対象船舶20隻が撤去された後に当該区域全体が占用許可施設となる場合



→係留施設毎に、ステップ①からステップ④を繰り返し、最終段階として必要に応じた施設整備(土砂しゅんせつ等)を行う。

# (1) 前回までの協議事項

## ▼ 重点的撤去区域(H23.4.1より拡大)

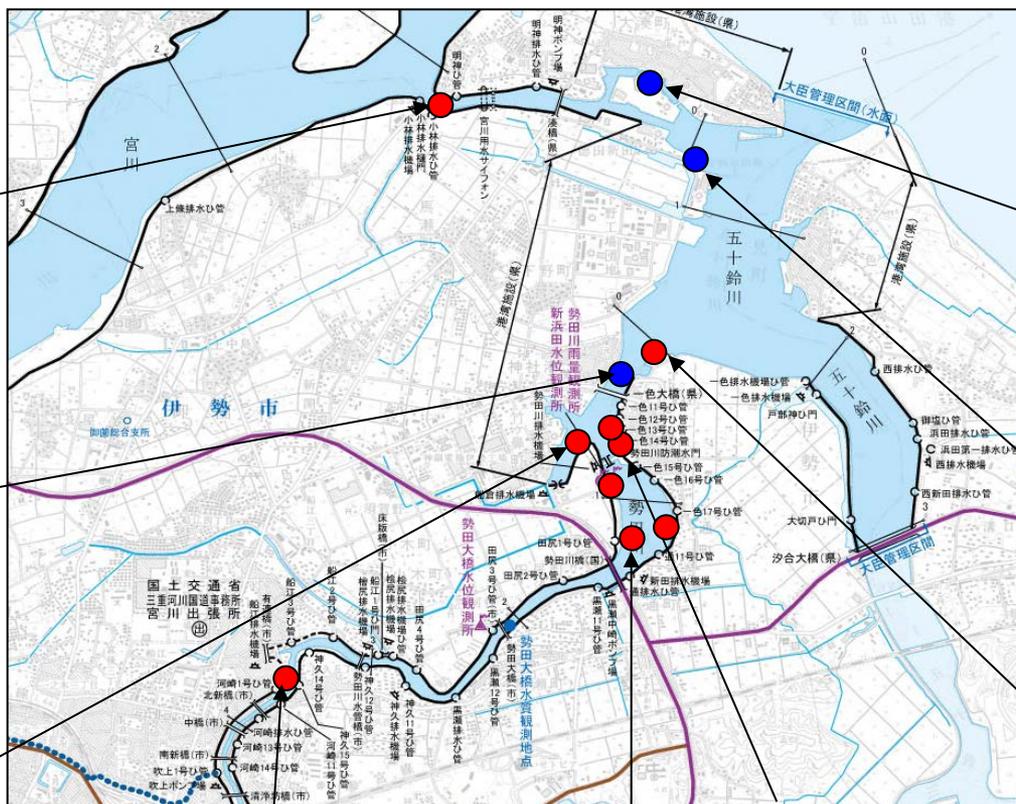


# (1) 前回までの報告事項

## 強制的な撤去措置 ①

### ▼強制的な撤去措置位置図

- 港湾管理者(三重県)実施箇所
- 河川管理者(国)実施箇所



強制撤去の実績	
平成22年1月	2隻
平成22年5月	2隻
平成22年12月	5隻
平成23年1月	1隻
平成23年8月	3隻



# (1) 前回までの報告事項

## 強制的な撤去措置 ②

### ▼ 再係留防止措置

#### 強制的な撤去措置位置図

位置図



対象物件③  
大湊川右岸1.4km付近



対象物件②  
勢田川右岸0.6km付近



対象物件①  
勢田川左岸1.2km付近



### ■ 再係留防止措置

強制撤去後は、再係留防止措置として係留禁止の表示をしました。

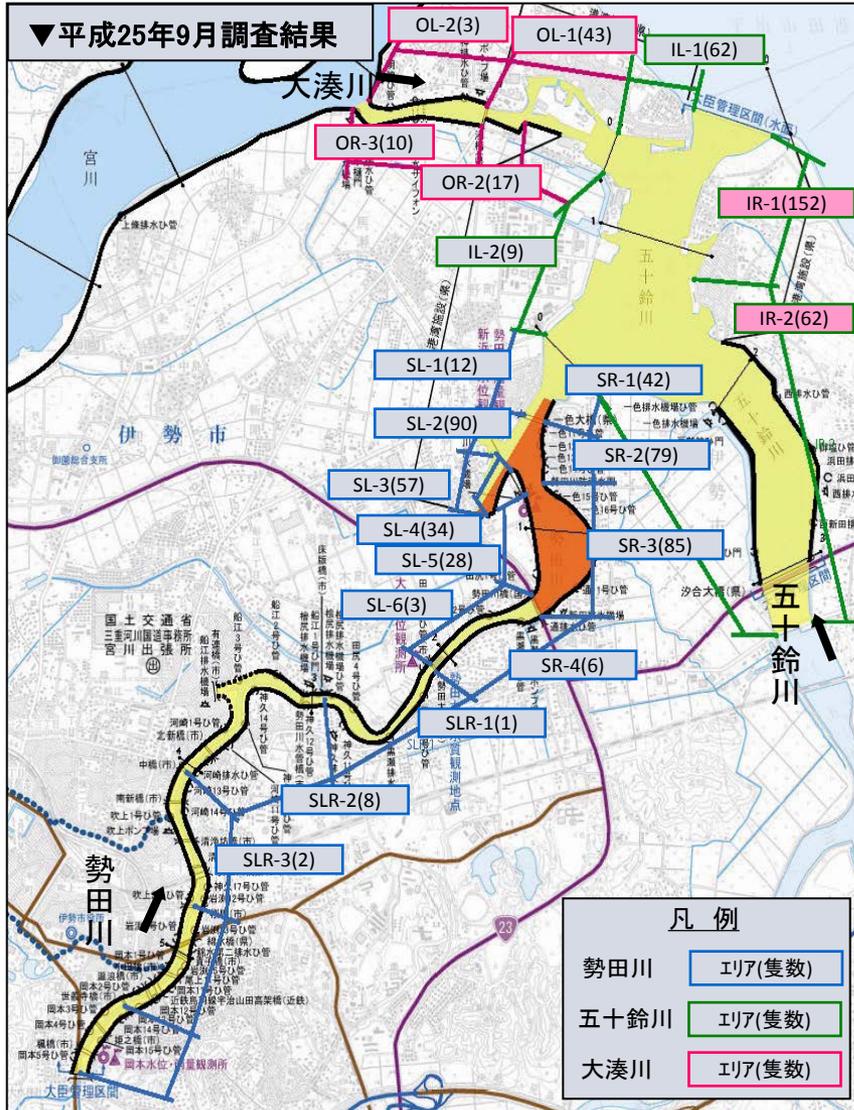


撤去した箇所に係留禁止の表示をしました

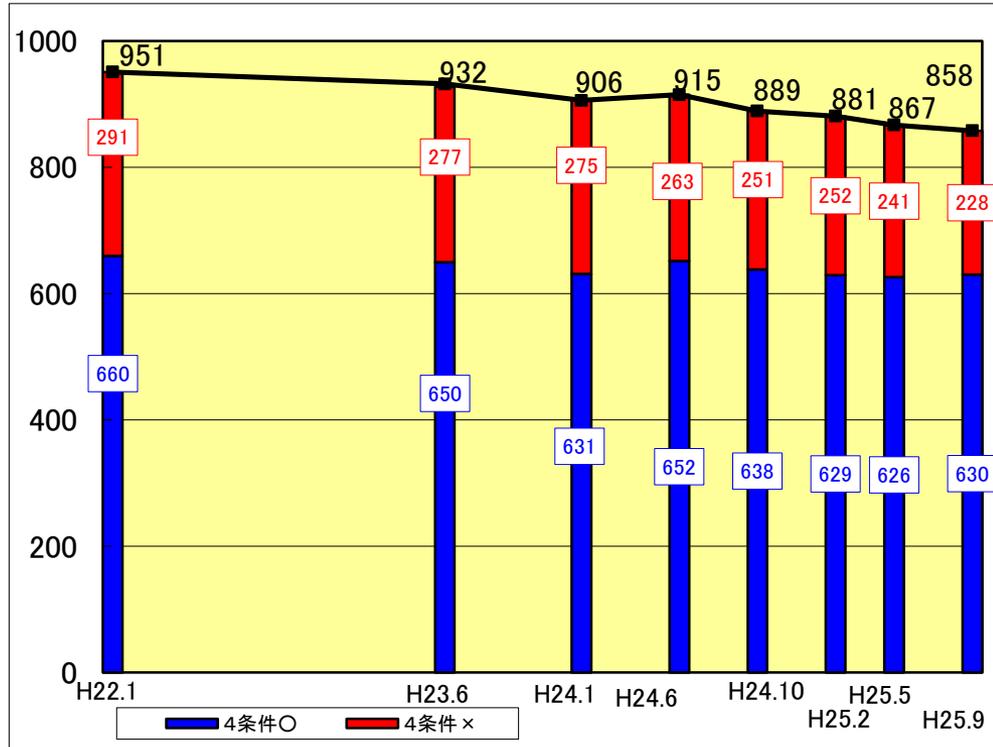


# (2) 調査事項

## 1) 係留船舶実態調査



▼船舶数の変動



4条件 ○	630 隻
4条件 ×	228 隻
<b>不法係留船 総船舶数</b>	<b>858 隻</b>

# (2) 調査事項

## 2) 係留対象船舶の減について

●9/19油漏れ事故船舶の撤去(鳥羽海上保安部 指導)



H25.9.21

# (3) 報告事項

## 1) 係留場所の確保増について ①

### 今一色漁港区船舶係留対策協議会 発足

- 平成25年8月1日付けで、今一色漁港区船舶係留対策協議会が発足しました。

協議会は、今一色漁業協同組合、遊漁会及び船舶利用関係者によって設立しました。

この協議会は、伊勢市と管理協定を結び今一色漁港区内における船舶係留の許可等、船舶係留の管理を行う団体となります。

今一色漁港区の占用許可で、船舶係留場所が確保され、三重県宇治山田港内の不法係留船の削減に協力していきます。



### 放置等禁止区域の指定

#### 今一色船舶係留対策協議会 が対象船舶とする4条件

- ① 漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ② 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。(船舶への登録番号の表示など)
- ③ 所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ④ 船の管理者が近隣に住んでいること。

■ 平成25年8月1日付、施設管理・運営についての管理協定締結 **伊勢市**

■ 平成25年8月1日付、放置等禁止区域の指定 **港湾管理者(三重県)**

■ 平成25年8月1日付、河川・港湾占用(水面)の許可  
**河川管理者(国土交通省)、港湾管理者(三重県)**

# (3) 報告事項

## 1) 係留場所の確保増について ②

### 今一色漁港区船舶係留対策協議会について

- 今一色漁港区における条件違反係留船の対応について  
条件を満たさない船舶が発生した場合、協議会が所有者に条件を満たすよう指導を行っていきます。
- 係留船舶の登録状況及び係留船舶数について

( H25. 10現在 )

船種	許可済み	調査中	計
漁船 遊漁船	207隻	7隻	214隻

# (3) 報告事項

## 2) 係留対象船舶数について

### ▼ 現在の状況

平成25年9月 調査時点

858隻 (係留総船舶数)

今一色漁港区 占用許可船舶数

214隻 (平成25年10月 調査時点)

平成25年8月以降

644隻 (係留総船舶数)

4条件 ○ 416隻

4条件 × 228隻

(係留可能隻数) 約380隻

係留出来ない船 約36隻

### 係留可能(予想)隻数の内訳

#### 〈現状施設〉

1. 今一色漁港区	0隻
2. 一色町物揚場施設(整備後)	約30隻
3. 一色町地先船溜まり	約50隻
4. 防潮水門下流(左岸)	約100隻
5. 神社「海の駅」	2隻
6. 大湊川(宮川合流点)	約30隻
7. 大湊川(五十鈴川合流点)	約80隻
計	約290隻

#### 〈民間事業者施設(空きスペース)〉

8. ゴーリキマリンヴィレッジ(陸上保管含む)	約30隻
9. マリーナ伊勢	約10隻
10. 秀英工業(陸上保管含む)	約50隻
計	約90隻
合計	約380隻

# (3) 報告事項

## 3) 係留場所の確保



# (3) 報告事項

## 4) 広報関係(新聞記事)

### 第6回協議会開催について

伊勢で第6回勢田川等水面利用対策協議

# 放置船撤去、係留施設確保へ

## 「平成28年度までに成果を」

【伊勢】国と県、地元の漁業者や自治会代表者らが、勢田川などの河口付近の放置船対策を話し合う第6回勢田川等水面利用対策協議会が十七日、伊勢市役

所で開催された。同協議会は、違反のある船の撤去や、再係留の防止対策、新たな係留施設の確保を進め、「平成二十八年度までに一定の成果を出したい」

とする対策ロードマップを示した。国の調査では、勢田川、五十鈴川、大湊川の河口付近の対策対象範囲には、一月時点で九百六隻の船舶がある。国は、昨年四月より

施設の確保を課題とし、今一色漁港区では、九月ごろに約二百隻分の占用許可取得に向けて、地元で説明していると報告した。一方、条件違反の船について、撤去命令や強制撤去を辞さないとし、三月には、新たな警告看板を六カ所に設置する予定。六月からは、以前に指定した重点撤去区域にある違反した遊漁船七十五隻に対して、個別の警告書の貼付を始める



放置船対策を話し合う委員ら＝伊勢市役所で

## 16年度めどに成果を

勢田川等水面利用対策協議会

伊勢市の勢田川、五十鈴川、大湊川の河口の放置船対策を考える「勢田川等水面利用対策協議会」の会合が十七日、市役所であった。放置船の撤去や係留場所の確保を進め、

一定の成果を出すことになった。会合では、検討対象区域に九百五十一隻あった放置船が、強制撤去や係留場所確保の法的手続きの完了で八十

三隻減ったが、新たに三十八隻増えたとし、放置船は九百六隻になったと報告された。今後の放置船対策としては、岸に消波ブロックを設置したり遊歩道を整備したりして、放置できないよつスペースをなくすこととした。さらに放置船の受け皿となる五十鈴川河口

の今一色漁港では、市外船籍の放置船などを撤去した上で、九月をめどに係留確保の法的な手続きを取ることを確認。同漁港での係留が可能になると、放置船は全体でさらに約百隻減の見込みだ。ほかの受け皿となりうる施設でも随時、係留の法的な手続きを進める。

協議会は国、県、市、地元住民らで構成し、〇九年十一月に第二回会合を開催。次回は十一月。(渡辺大地)

# (3) 報告事項

## 5) 広報関係(ホームページ)

### ▼三重河川国道事務所のホームページ

#### 勢田川等水面利用対策協議会(第6回)

1 開催日:平成24年2月17日(金)

2 議事 [協議会資料\(PDF\)](#)

(1) 前回までの協議事項

(2) 報告事項

- ①係留船舶実態調査
- ②係留場所の確保
- ③強制的な撤去措置
- ④広報関係

(3) 協議・検討事項

- ①係留対象船舶の減
- ②係留場所の確保増
- ③今後の進め方について

3 今回の協議会において確認及び決定した事項

○係留対策船舶の減

重点的撤去区域内の係留船舶に対し警告を実施し、撤去指導を行う他、再係留防止対策として「トロールの強化、構造的な対策や機能的な対策も組み合わせて実施していくことを確認しました。

○係留場所の確保増

地域主導による各係留施設ごとのルールづくりを行い、占用手続きを進めていくとともに、放置等禁止区域を指定していくことを確認しました。

○今後の進め方について

行政と地域の連携による今後の進め方について確認した他、放置船対策ロードマップを作成し、平成28年度を目標に進めていく対策等を確認しました。



# (4) 協議・検討事項

## 係留対象船舶の減

### ● 再係留防止対策について

#### ① 係留禁止等の看板の増設（重点的撤去区域）

（現 状）

- ・ 放置船舶禁止注意看板 12箇所
- ・ 船舶等係留禁止警告板 6箇所
- ・ 掲示板 1箇所



### ● 重点的撤去区域内における指導

#### ① 警告書等の設置

#### ② 指示書の送付



#### ② 使用されていない係留環の調査



#### ③ ブイ、波消しブロック等の設置の検討



「ここは、平成23年4月1日から船舶等の重点的撤去区域に設定され、船舶等を係留することは、河川法に違反しますので速やかに移動して下さい。

上記区域内にこのまま係留した場合は、河川管理者において強制的な撤去措置を執る場合があります。

なお、下記条件を満足しない場合には、確保が予定される係留施設への係留ができないこととなっておりますので併せて周知します。」

重点的撤去  
区域図

4条件

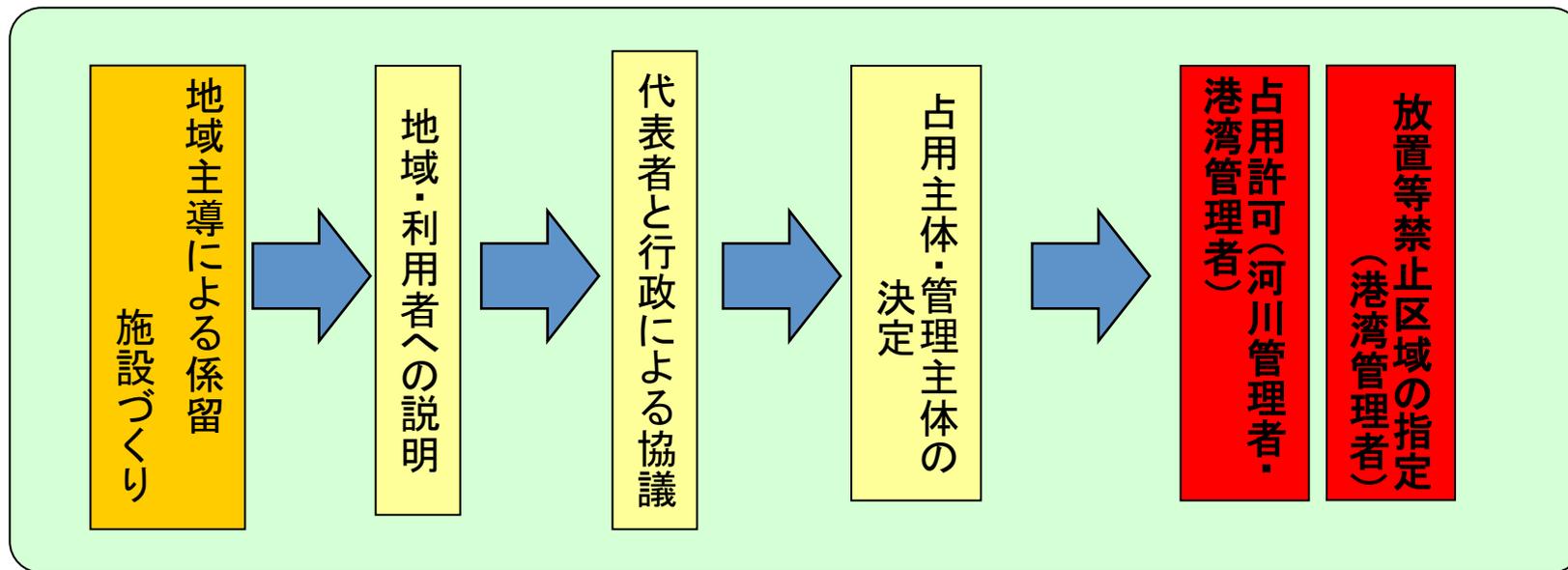
# (4) 協議・検討事項

## 係留場所の確保増

### 地域主導によるルールづくりのメリット

- ・個々の意識向上により秩序の維持を図る
- ・地域の実情にあった実効的なルール

### ■ 占用許可に向けた取り組み



### ■ その他

- 民間マリーナの占用許可施設の拡張
- 現状施設を整備することで、係留場所を確保
- 新たな係留場所の確保

# (4) 協議・検討事項

## 今後の進め方について

### 放置船対策ロードマップ

#### 係留対象船舶の減

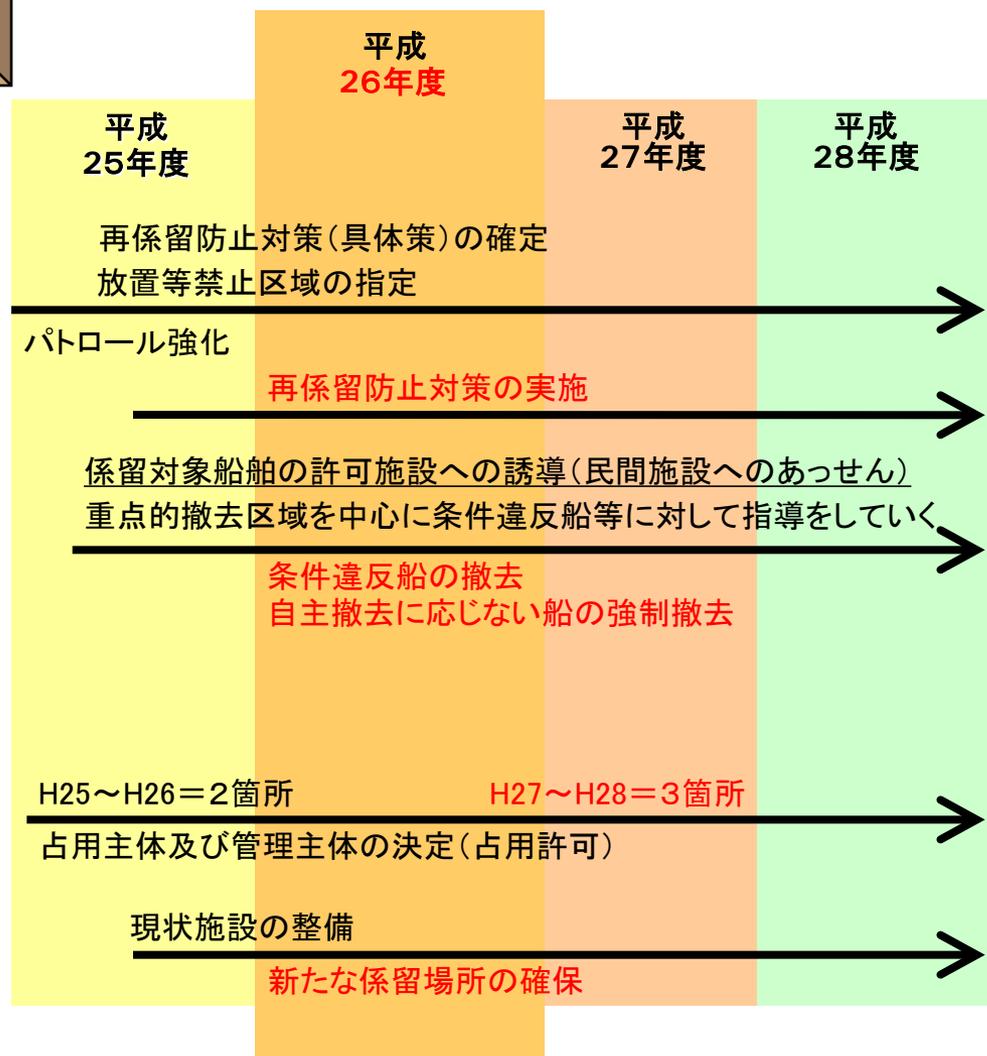
再係留防止対策

放置船及び新規係留船  
への撤去等の指導

#### 係留場所の確保増

現状施設の占用許可

係留施設の整備



# (5) その他

## ▼今後の予定

